

令和5年4月17日

令和5年第4回

# 農業委員会総会議事録

[ 総 会 ]

岩国市農業委員会

# 岩国市農業委員会総会議事録

1 令和5年4月17日 午前10時00分 岩国市民文化会館 第1研修室において総会を招集した。

2 本日の総会に出席した委員は次のとおり。

1番	小林 増次	2番	片山 剛	3番	松宮 榮昭
4番	隅 ふじ江	5番	藤中 京子	6番	小川 栄太郎
7番	上尾 家隆	9番	中尾 正浩	10番	黒崎 友美
11番	塚田 由美子	12番	原田 孝親	14番	藤村 浩司
15番	刀裊明 薫	16番	森川 稔己	17番	清弘 進
18番	梅川 仁樹				

3 本日の総会に欠席した委員

8番	藤本 哲	13番	林 聖文
----	------	-----	------

4 本日の総会に出席した職員は、次のとおり。

局長	有馬 秀樹	次長	後 詳子
事務局	木村 吉秀	由宇支所	小池 泰弘
美和支所	田村 尚巳	周東支所	沖田 史典

5 会長は午前10時00分、委員総数18名の内16名の出席で本委員会が成立している旨を告げ開会を宣言した。

6 会長は本日の議事録署名委員として、次の委員を指名した。

10番	黒崎 友美	11番	塚田 由美子
-----	-------	-----	--------

7 本日の総会の議事日程は、次のとおり。

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第18号 農地利用最適化推進委員の退任の承認について

## 報告事項

- 1 農業委員会委員の退任について
- 1-1 農地利用最適化推進委員の退任について

- 2 農地法第4条の規定による届出の受理について
- 3 農地法第5条の規定による届出の受理について
- 4 農地法第4条第1項第8項の規定による届出の受理について
- 5 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 6 農地所有適格法人報告書の提出について
- 7 農地埋立届
- 8 現況証明

協議事項

1. 岩国農業振興地域整備計画書の変更（案）に関する意見について

8 議 事

議 長

常藤隆彦農業委員・藤本雅昭農地利用最適化推進委員のご冥福をお祈りし、黙祷。

それでは、ただ今より令和5年第4回農業委員会総会を開催いたします。

本日は、委員総数18名のうち、16名の出席で所定の出席委員がおりますので、総会は成立いたしましたことを、報告します。

次に、本日の議事録署名委員は、会議規則第19条第2項の規定により、10番黒崎友美委員と11番塚田由美子委員を指名いたします。  
よろしくお願いします。

「議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに、畑。面積は、340㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、遺贈によるものです。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の黒崎委員、追加説明をお願いします。

第 10 番

それでは追加説明を行います。

申請地は、藤河出張所から北東へ約500mのところに位置している農地です。

譲受人は、平成10年5月より申請地で耕作を行っておりましたが、令和4年4月22日に申請地の所有者が亡くなったため、遺言の遺言執行者である譲渡人より遺贈によって申請地を譲り受けることとしたものです。

譲受人は、車で約 15 分かけて通作し、これまで同様に野菜を中心に耕作する予定です。農機具は申請地の倉庫に保管しており、3 条許可後、農業用施設のための農地転用届出を提出するとのことです。

3 月 20 日に調査項目に従い現地調査を行いました。大変綺麗に耕作されており 3 条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1 番を許可することを決定します。

次に、2 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2 番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、2,083 m<sup>2</sup>ほか 2 筆、合計 3,208 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、経営規模の拡大です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の森川委員、追加説明をお願いします。

第 16 番

それでは追加説明をいたします。

申請地につきましては、由宇総合支所から南西に約 4 km の場所に位置する農振農用地の第 2 種農地です。譲渡人は平成 29 年相続により当該農地を取得しましたが、高齢のため農地の維持管理が困難となったため、農地を処分したいと考えておりました。一方、譲受人は地元で飲食店を経営しており、自宅兼店舗の前で遊休農地となっている申請地を耕作し、美しい農地の景観を取り戻したいことに加え、自身で栽培した新鮮な野菜を自分のお店で提供し、来客に喜んでもらいたいと考えたことから、譲渡人に農地の売買を申し出たものです。

3 月 27 日に事務局支所担当者とともに現地調査を行い遊休農地の一部ではありますが、解消につながるということで問題点はなく、許可相当と判断をいたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2 番を許可することを決定します。

次に、3 番を事務局より、議案説明してください。

事務局

3番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田。面積は、729 m<sup>2</sup>ほか1筆で、合計4,749 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の労力不足です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第2番

説明します。

申請地は、周東総合支所から南東に約2.4kmに位置します。譲渡人と譲受人の関係は親子で高齢のため申請地を贈与するための申請です。

申請地が現在近くの畜産業の法人に牧草地として貸し出されていますが、許可後申請地は返還され、適正管理をし、稲作をしていく予定です。

3月28日、支所担当者と調査項目に従い、現地調査を行いました。許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することを決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事務局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、557 m<sup>2</sup>ほか3筆で、合計2,490 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。理由は、譲受人の農業再開です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の藤中委員、追加説明をお願いします。

第5番

追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より南南東に約750mに位置する農地です。

譲渡人は高齢のため耕作が適わず、後継者もないことから周辺環境の保全を図るためにも営農意欲の高い後継者を探し、権利移動をしたいと考えていました。

また譲受人は、以前から相続した0.17haの農地で水稻栽培を行っていましたが、相続時の約定により弟に所有権を移転しました。営農意欲もまだ衰えておらず、耕作を希望していたところ、譲渡人からの申し出があり合意に至ったもので、申請地は自宅から約2.4km位置し、通作時間は軽トラで5分程度です。田については水稻栽培、畑については露地野菜の栽培を行い

ます。農機具は、自宅倉庫に所有し、育成から収穫までの一連の作業を家族で行う予定です。

3月28日、事務局と調査項目に従い、現地調査を行いました。提出書類も確認し、3条許可は適当と思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することを決定します。

次に、5番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

5番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに畑。面積は、219㎡です。申請人は記載のとおり。理由は、譲渡人の耕作不便です。権利の種類は、所有権の移転です。

これは農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 2 番

説明します。

申請地は、周東総合支所から南に約1.4kmに位置します。

譲渡人は、県外に居住しており、これからも申請地を耕作する意思もなく隣地を耕作している譲受人に譲渡を相談したところ、話がまとまったところ

です。譲受人は、申請地に野菜を植え、規模拡大を図る意向です。

3月28日、支所担当者と調査項目に従い調査いたしましたが、問題ないと思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、5番を許可することを決定します。

続いて、「議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。

それでは、1番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、荒廃。面積は、815 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、駐車場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の刀祢明委員、追加説明をお願いします。

第 15 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は二鹿野外活動センターから北西に約900mに位置する農地です。

譲渡人は、申請地から離れた場所に居住しており、また申請地が平成27年ごろの豪雨災害で土砂が流入したため耕作放棄をせざるを得ない状態となり、その後の維持管理に苦慮していたところ、今回譲受人から申し出があり譲り渡すことにしたとのことです。

譲受人は、親族の集まりの際駐車場が手狭であること、また申請地近くの登山道や観光目当ての人達の駐車場の時期により不足していることから、この問題を解決するため、かねてより当該申請地を駐車場として無償開放できたらと考えていたところ、今回購入できることとなり、申請があったものです。

3月29日に事務局職員とともに調査項目に従い現地調査を行いました。現地は映像にありますように、すでに土砂搬入等がなされ、無断転用の状況になっておりますが、これについては始末書が添付されております。事業計画書、資金計画書、被害防除計画書も確認いたしました。周辺農地への影響もなく、5条許可は適当と思われま。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、1番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、2番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

2番 玖珂地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、荒廃。面積は、848 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、宅地分譲です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、都市計画法で用途区域に指定された第3種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の藤村委員、追加説明をお願いします。

第 14 番

それでは追加説明いたします。

申請地は、玖珂支所奏でより西へ約 760mのところに位置しております。譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地周辺の宅地化が進み、人口が増加傾向にあり、住宅地の需要が見込まれることから宅地分譲 1 区画を整備して販売するということです。

譲渡人は、令和 3 年に相続したが維持管理ができないので、譲受人の希望通りに売り渡すことにしたということです。

平成 20 年ごろに倉庫を建設したが、その一部が申請地内にはみ出していたということで始末書が提出されております。調査の時点では、倉庫は解体されておりました。

3 月 29 日に事務局職員と現地調査を行い、調査項目に従い調査いたしましたが、問題はなく、許可相当と思われまます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、2 番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

次に、3 番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

3 番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況ともに田及び畑。面積は、1,289 m<sup>2</sup>ほか 5 筆、合計 3,284 m<sup>2</sup>です。申請人は記載のとおり。転用目的は、資材置場の設置です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない第 2 種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の小川委員、追加説明をお願いします

第 6 番

それでは追加説明をいたします。

申請地は、周東総合支所より南東へ約 5 km、周東町祖生の落合地区というところに位置します。現在は休耕地となっています。

両譲渡人とも高齢となり、耕作も難しくなった。申請地は県道と山林に挟まれた狭い土地であり、耕作にも不便なところなので、休耕としていたが譲受人の要請を受けることとしたということです。

譲受人は周東町内で真砂土採集場を有し、建設業を営んでおりますが、手狭になったため資材置き場が必要になったということで申請地は道路にも

面しておるので、当該地を選定したということです。

3月17日に支所担当者と現地調査をいたしました。必要書類も提出され、建物も予定をしていないし、近隣耕作地也没有せん。特に問題となる点はないと思われます。ご審議をどうぞよろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、3番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に3,000㎡を超える案件として、意見聴取することに決定します。

次に、4番を事務局より、議案説明してください。

事 務 局

4番 周東地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、田。現況、畑。面積は、407㎡です。申請人は記載のとおり。転用目的は、自己用住宅の建築です。権利の種類は、所有権の移転です。

農地区分は、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地転用の確実性については、資金計画書・事業計画書が添付され、また、被害防除計画書も添付されております。

では、担当の片山委員、追加説明をお願いします。

第 1 4 番

それでは説明します。

申請地は周東総合支所の西に約1.2kmに位置します。

譲受人は、現在は親と同居していますが、交通等生活インフラの整った土地を探しておりました。

譲渡人は、高齢のため耕作できないことから双方協議が整い申請に至ったものです。

3月28日に支所担当者と調査項目に従ひ調査をいたしました。雨水は自然流化、道路の側溝へ、汚水は公共下水道です。周辺農地への影響はなく許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、4番を許可することとして、山口県農業会議の常設審議委員会に資料提供することとします。

続いて、「議案第18号 農地利用最適化推進委員の退任の承認について」

を上程します。

事務局より、議案説明してください。

事務局

1番 周東地区

退任の申し出があった推進委員の担当区域・氏名・退任理由・申出年月日は記載の通りです。

なお、今後の予定といたしましては、退任の承認ののち、岩国市のホームページに掲載の、後任の推進委員の推薦の求め・募集に追加し、推薦・応募を受け付けた後、総会において、後任者の委嘱の承認についての議案を上程する予定です。

議長

ただいまの説明について、ご意見等ございますか。

(異議なし)

異議がありませんので、32区 秋本義春委員の退任を承認することとします。

事務局において、速やかに、後任の募集を進めてください。

以上で審議事項を終わり、報告事項に移ります。

報告第1号 農業委員会委員の退任について、事務局より、報告してください。

事務局

農業委員会等に関する法律では、罷免・失職・辞任のそれぞれの場合において手続きの定めがありますが、今回の議席番号19番常藤隆彦委員のご逝去による退任は、いずれにも該当しないため、報告での対応とさせていただきます。

また、欠員の補充については、令和6年度末までの任期について、現状のままとすることにしたいと考えております。担当地区につきましては、常藤委員が主担当の32区を清弘委員に、33区を林委員にお願いします。

議長

報告第1-1号 農地利用最適化推進委員の退任について、事務局より、報告してください。

事務局

開会時に会長より報告いただきましたが、周東町26区の藤本雅昭農地利用最適化推進委員さんご逝去に伴い、退任となります。

つきましては、議案第18号で退任の承認をいただきました32区と同時に、岩国市のホームページに掲載の、後任の推進委員の推薦の求め・募集に追加し、推薦・応募を受け付けた後、総会において、後任者への委嘱の承認についての議案を上程する予定となります。

議 長	報告第2号 農地法第4条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。
事 務 局	1番 岩国地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、364㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地造成です。農地区分は、市街化区域です。  ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議 長	報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。
事 務 局	1番 岩国地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、畑。現況、休耕。面積は、289㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、宅地造成です。農地区分は、市街化区域です。  ほか2件、合計3件の届出がありましたが、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。
議 長	報告第4号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について、事務局より、報告してください。報告の前に局長。
事 務 局	農地法第4条第1項第8号について説明をさせていただけたらと思います。8号というのがですね、先月まで9号だったものです。農業用施設としての届け出で4-1-9ということで先月までずっとしていましたが、農地法がかわって、号ずれが起きています。3号がなくなったので1つずつ繰り上がって9が8号となっております。中身については、書いてあるように農業用施設ということになりますのでよろしくお願ひします。
事 務 局	1番 由宇地区 土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、田。現況、荒廃。面積は、440㎡ほか1筆、合計829㎡の内、40.36㎡です。届出人は記載のとおり。転用目的は、農業用倉庫の設置です。  ほか1件、合計2件の通知がありました。
議 長	報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局より、報告してください。
事 務 局	1番 岩国地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は台帳、現況とも田。面積は、2,769㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、合意解約です。

ほか2件、合計3件の通知がありました。

議 長

報告第6号 農地所有適格法人報告書の提出について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 美和地区

報告年月日は、令和5年3月6日。法人の住所・名称は記載のとおり。事業年度は、1月1日から12月31日。法人形態は農事組合法人です。事業の種類・構成員数・業務執行役員数などは、要件を満たしております。

ほか3件、合計4件の提出通知がありました。

議 長

報告第7号 農地埋立届について、事務局より、報告してください。

事 務 局

1番 由宇地区

土地の所在・地番は記載のとおり。地目は、台帳、現況とも田。面積は、440㎡ほか1筆、合計829㎡の内、144㎡です。届出人は記載のとおり。理由は、畑地造成です。

ほか2件、合計3件の届出がありました。

議 長

報告第8号 現況証明については、ご高覧ください。

以上で、農地法関係の報告事項を終わります。

次に「岩国農業振興地域整備計画書の変更（案）に関する意見について」の協議に入ります。

これは岩国市長が、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条2の規定により農業委員会に意見を求めているものでございます。本日は、農林振興課の担当者から、整備計画の変更（案）について説明をお願いしたいと思います。

農林振興課

4月から農林振興課の農政班長となりました鮎川と申します。どうぞよろしくお願いたします。今もご紹介がありましたように農業振興地域整備計画の改良を進めておりますのでそれについてご説明させていただけたらと思います。座って説明させていただきます。

こちらの計画はですね、農業振興地域の整備に関する法律に基づく計画でございまして、こちらの法律の施行規則によりまして、これの変更を行う場合は農業委員会の意見を聞くこととされておりますのでこの度意見照会をさせていただいているところでございます。結果につきましては、ボリュー

ムもありますので、頭につけております概要のペーパーにより説明させていただければと思います。よろしくお願ひします。

頭に『岩国農業振興地域整備計画の変更について』と書いてある資料になります。1点目の『法律的位置づけ』につきましては、今申しました農業振興地域の整備に関する法律というところでございます。『制度の仕組み』におきまして国・県・市のそれぞれの役割の元に指針なり方針を定めることとされておりまして、市につきましては県が定めた農業新興地域、この区域中の整備計画を定めることとされておりまして、下のほうに移りますけれども『〇整備計画の位置づけ』というところで、『おおむね10年先を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項や「確保すべき農用地等の面積」を定める』こととされておりまして、合わせまして、『農用地等として利用すべき土地の区域である「農用地区域」を定めること』とされています。その下には法で定められている整備計画の構成を示しております。

次のページをお願いします。こちらの計画につきまして合併前の8市町村でそれぞれ計画を策定されて、適宜変更されてきたものになります。で、今運用している計画につきましては、平成27年の12月にそれぞれ8つの農業振興整備計画を「岩国農業振興地域整備計画」として1本化した計画になりまして、その後適宜、随時変更として農用地区域の整備を行っているものになります。この度、前回の見直しからおおむね5年が経過する中、基礎調査により現状の農地ですとか農家さんの状況を把握させていただきまして、これらの課題について対応していくために計画の変更を行っているものでございます。その下になりますけれども、変更案作成の流れのところ、令和2年度に基礎調査を実施しまして、現状を把握させていただき、令和3年度に変更案を作り、令和4年度、昨年度ですね、この変更案に対する山口県との調整を行ったうえで、市民のご意見を伺うためにパブリックコメントを実施しております。今年度につきましては、そうして作られた変更案について法手続きを経て夏頃の変更を予定して進んでいるところです。その右側の3ページになりますけれども、『体制』といたしまして、令和2年度農業者アンケートを実施し、ご意見をお伺いしたほか、岩国農業振興地域整備計画策定検討会というものを設置しまして、農協の代表さん、土地改良区代表さん、農業委員会の会長さん、それから森林組合代表さんと行政職員により構成しております。こちらで適宜、方針ですとか変更案についてご意見を伺いながら変更案を作ってきたところです。合わせて、山口県及び岩国市の関係部署と調整を行って案を作っております。

(案)につきましては、なかなかガラッと大きな方針を変えるのは難しいところもございまして、大きな(4)ですけれどもも元々の現計画をベースにですね、現状及び課題を整理したうえで、現状、国・県との整合を図った見直しを行っているところです。その結果、その確保すべき農用地等の面積というところで設定するわけなんですけれども、こちら農地については、農地も農用地区域も年々減っているところではあるのですが、なかなかこう県の方針としてもそれを認めているというよりもなるべく減っていくのをいろんな施策で止めていこうねという目標は立ててやっておりますので、市におきましても整合を図ったうえで目標値を立てております。農業振興地域内にお

いて、令和2年度の一番右でいくと農用地等の面積が3,770ha、これを令和13年度においては3,747haとこういったところで面積を設定しております。農用地区域につきましても農業振興地域内の農用地3,627haのうち、約2,826ha、こちらをこの計画において農用地区域として設定してですね、これの保全を図ってまいりたいと考えております。ただ一方で農用地区域の中でも実際は植林がされていたり、山林化が進んでいるところもありますので、この度の変更に合わせて、そういった状況を把握したところです。今後そういったところにつきましては、営農環境および集落環境保全を前提に適切な農用地区域の在り方について検討を行ってまいりたいと考えております。

変更案につきましては、ボリュームがありますけれども、後ろのA3の大きいページのほうで概要として整理しているところです。折って左側に現況といたしまして統計調査ですとか、アンケート結果から見てきた主な内容について記載しております、その右側に課題ですとか、求められる対策、こちらを論点として挙げております。これに対応する形で右側の変更案への反映という形でまとめております、これを計画の中に反映しているところになります。ちょっとボリュームがあるので、内容については省略させていただきませんが、検討会ですとかいろいろな話の中でも、農地の減少というものもありますし、集落に人がいないんだという、そういったそもそもの課題というのもお伺いしているところです。これにつきましては、移住ですとか定住ですとかそういった市の取り組みも行っておりますので、そちらの取り組みとも連携しながら一緒に取り組んでいくように考えているところです。合わせて各種企業との連携というお話もできていますので、例えば企業のボランティアだったり、企業としての社会的取り組みですとか、そういうところと関わっていけないかなというところを探っていきたいと考えているところです。合わせて先ほども申しました林地化した農振農用地の整理ですね。こういったところをこの計画に基づいて今後進めていきたいと考えております。

説明につきましては、以上です。

議 長

ただいまの説明について、意見がございますか。

お手元の「農業振興地域整備計画の変更(案)」をご覧ください、意見等がある場合、来週月曜日・24日までに、事務局に連絡ください。

意見を事務局においてとりまとめ、農林振興課へ提出します。その検討結果等をうけ、次回、総会において、岩国市農業委員会としての意見を決定したいと思います。

そのほか、伝達事項がありますか。

事 務 局

- ・「令和5年度最適化活動の目標の設定等」について
- ・第3次岩国市総合計画の配付について
- ・新任担当者紹介

議 長

委員の方から、何かご意見ございませんか。  
次回定例総会は、5月16日(火)午前10時00分から、岩国市民文化  
会館 第1研修室の予定です。

これで本日の総会は、終了します。お疲れ様でした。

次回総会について

令和5年5月16日 火曜日 午前10時00分から岩国市民文化会館 第1研修室。

午前10時55分、すべての議事を終了し、会長が閉会を宣言した。

上記のとおり相違ないことを証明するため、会議の顛末を記し、署名する。

会 長 梅川 仁樹

署名委員 塚田 由美子

署名委員 黒崎 友美